

税制改正要望書

令和2年10月
一般財団法人東美鑑定評価機構
代表理事 浅木 正勝

第1 はじめに

一般財団法人東美鑑定評価機構は、美術品の鑑定及び評価により、国・地方公共団体の美術品の活用などを通じた美術品の価値の創造や美術品の健全な流通・発展を目指し、我が国の文化芸術の振興発展に寄与することを目的として設立された。

近年の相続税の拡大や財産債務調書の導入などの状況下において、美術品についての適正な課税の在り方が課題となり、更には美術品金融・保険などの広がりの中で、その価値の評価が極めて重要となってきている。信頼のおける鑑定評価により日本の美術文化、文化インフラを発展させ、ひいては世界の文化の発展に貢献していくことを目指している。

美術品は、国民共通の社会資本であり、その保護や有効活用、パブリック・アクセスについて国が責任を持って行う必要がある。そのような観点から「文化芸術推進基本計画」や「文化経済戦略」が策定され、文化による国家ブランド戦略の構築や稼ぐ文化への展開、文化芸術産業の育成などによる文化芸術立国として、文化産業の活性化・拡大を図ることが、今日の我が国の重要な政策となっている。

一方で、個人や企業が蓄積してきたコレクションの中にも、国民の貴重な共有財産となる名品が多く存在する。これらの美術品の散逸を防ぎ、次世代の国民の資産へと転換していくためには、税制の活用が重要である。また、いわゆる胎蔵美術品についても、然るべき施設（美術館等）において公開・活用していくためには、税制面でのインセンティブが必要と考えられる。地方経済社会の活性化も念頭に置きつつ、以下のような税制を提言したい。

第2 具体的な税制改正要望

1、公正な美術品鑑定評価の仕組みの整備

我が国には美術品の鑑定評価に係る公的な仕組みが存在しないが、多くの諸外国では美術品の鑑定評価について公的に担保する仕組みが整備されている。

美術品に係る課税価格の算定に際しては、適正な課税を促す観点から、客観的かつ公正な美術品の評価が何よりも重要であり、それにより美術品の適正な鑑定評価が促され、ひいては美術品の健全な流通・発展や我が国の文化芸術の振興発展に資することに繋がる。諸外国並みの公正な鑑定評価の仕組みの整備を要望したい。

2、相続税の物納の活用促進

相続税については、金銭の納付が延納によっても困難な場合で、かつ税務署長の許可を得た場合に例外的に相続財産をもって納付する物納制度が存在するが、美術品については、動産として、物納の優先順位が3番目とされている。ただし、美術品の美術館における公開の促進に関する法律第3条に規定されている「登録美術品」については、特例的に第1位に繰り上げられている。(租特70条の12)

極めて価値が高い名品である美術品については、「国民の共有財産」として、適切な保存環境において管理されることが望ましい。そのような重要な財産として国が認める美術品が相続財産となった場合、他の動産と同等に扱うのではなく、積極的に国への物納を促し、公開・活用されるよう促すことが望ましい。

そこで、「国民の共有財産にふさわしい名品として国が認定した美術品等で、適切に評価できるもの」については、特例として金銭による納付と同格で物納することを許可することとしていただきたい。

また、物納を許可されて国に納付された美術品は、美術品公開促進法の規定により、換金することなく管理換を行い、美術館等適切な施設において公開等の用に供される。その際、当該美術品の保存や公開等を通じた活用に適したものであることを判断するにあたって、適切な評価システムを整備する必要がある。物納の特例を受ける美術品は、研究者・学芸員等の専門家等により構成される評価委員会等の十分な審査によって特別の名品であるとされたものに限定することとしていただきたい。

併せて、相続開始前においても、美術品の価値の評価を事前に行い、適切なアドバイス等を行うことができるよう、仮審査制度等の導入についても検討していただきたい。

3、相続した美術品の寄付について

相続人が、相続税の申告書の提出期限までに、国、地方公共団体、公益法人、特定一般法人その他の公益を目的とする事業を行う法人に対して、相続財産を寄付した場合には、当該相続財産に係る相続税は非課税となる(租特70条第1項)。

また、平成31年度の文化財保護法改正を受けて、「特定美術品に係る相続税の納税猶予制度」が創設された。本制度では、被相続人が、文化財保存活用計画に基づき美術館に「特定美術品」(重要文化財、登録有形文化財(美術工芸品))を寄託していた際、当該美術品を取得した相続人が当該美術館での寄託を継続する場合、当該美術品に係る相続税の80%相当額について納税が猶予される。

本制度を措置することによって、相続税負担が大きいことを背景とした貴重な美術品の散逸や流出を防ぎ、死蔵されている美術品を保存・有効活用し、積極的な公開や情報発信による新たな価値の創造を含めた、次世代への確実な承継を促すことが可能となった。しかしながら、現在はその対象となっていない、例

例えば現存作家の制作品などにも散逸や海外流出が深刻な美術品が存在することから、これらの美術品にも本制度を適用することが望ましい。本税制について、「特定美術品」の範囲の拡充をお願いしたい。

4、相続で取得した資産について、取得から3年以内に譲渡した場合における取得費のかさ上げ規定（措法39）の拡大

現行税制では、相続により取得した土地、建物、株式などを、相続税の申告期限後3年以内に譲渡した場合には、相続税額のうち、譲渡した資産の価額に相当する相続税額を当該譲渡資産の取得費に加算することができることになっている（租税特別措置法第39条）。

美術品の流通を促進する観点から、美術品については、この制度の適用を、例えば「5年以内」とするなど、適用対象を拡大することをお願いしたい。

5、減価償却資産における美術品の取り扱い

平成27年から、1点あたりの取得価額が100万円未満で、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものは減価償却資産として扱われるようになってきているが、より一層の美術品の流通を促進する観点から、減価償却資産として扱われる取得価額の上限を拡充していただきたい。

6、美術品を寄付する際のみなし譲渡所得課税の非課税特例の緩和

現行税制では、個人が資産を法人に寄附した場合には、寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して所得税が課税される（所得税法第59条第1項第1号）。

その特例として、資産を公益法人等に寄附した場合において、その寄附が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、所得税について非課税とする制度が設けられている（租税特別措置法第40条）。しかし、ここで対象となる公益法人等の対象には、営利を目的とした法人は含まれておらず、そうした法人が運営する民間美術館等への寄付については、当該制度が適用されないこととなっている。

営利を目的とした法人が運営する民間美術館等の中には、貴重なコレクションを有する館もあることから、運営法人の形態によって当該制度の適用関係が変わるのは望ましくないと考える。したがって、この税制優遇を受けた場合の寄付金税制（時価での寄付控除）について、一定の指定を受けた民間美術館等への寄付にも適用を拡大していただきたい。

7、相続税と譲渡益課税の関係

相続税法は、相続財産を時価で課税する一方、所得税法は相続財産のキャピタルゲイン（含み益）につき、相続時には課税を繰り延べ、相続後に生じたキャピ

タル・ゲインと合わせ、一括して課税している（所得税法 60 条 1 項，取得費の引継ぎ）。前者は，相続による経済的価値の移転に着目した課税であり，後者は資本所得への課税であることから，別個の体系の税目であるとして二重課税は存在しないとされてきた。

一方，現実にはこの税制が美術品の円滑な流通を妨げてきており，中期的な課題として，相続時に時価をステップアップする米国並みの税制の整備をお願いしたい。

以上、美術品に係る税制改正要望を列挙したが，我が国における美術の持続的な振興を図る観点からは，国立美術館の情報収集・発信機能の抜本的強化や地方美術館支援，人材育成機能などナショナルセンターとしての飛躍的な充実や，国・地方公共団体，国公立美術館等の公的な主体による現存作家作品の購入の促進等も含む，総合的な美術振興施策の展開をお願いしたい。

以上